

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令新旧対照条文(抄)
 建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)(抄)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(確認申請書の様式)</p> <p>第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(四)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(一)項及び(三)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(一)項、(三)項及び(四)項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(四)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(四)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、<u>法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(二)項に掲げる図書を、法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(四)項に掲げる図書を、法第五十二条第七項の規定の適用によりその</u></p>	<p>(確認申請書の様式)</p> <p>第一条の三 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。)の規定による確認の申請書は、別記第二号様式による正本及び副本に、それぞれ、法第六条第一項第四号に掲げる建築物については次の表一の(四)項に掲げる図書を、同項第一号に掲げる建築物については同表の(一)項及び(三)項に掲げる図書を、同項第二号及び第三号に掲げる建築物については同表の(一)項、(三)項及び(四)項に掲げる図書(用途変更の場合においては同表の(四)項に掲げる図書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては同表の(四)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。)を添えたもの並びに別記第三号様式による建築計画概要書とし、これらの図書のほか、さらに、<u>法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については次の表一の(二)項に掲げる図書を、法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物について</u></p>

容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ト)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ホ)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ニ)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項

は用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(ハ)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ト)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(ニ)項に掲げる図書を、法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(イ)項に掲げる図書を、法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(ロ)項に掲げる図書を、次の表二及び表三の(イ)欄各項に該当する建築物についてはそれぞれ表二及び表三の(ロ)欄の当該各項に掲げる図書（用途変更の場合においては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書を、国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分に係る場合で当該認定に係る認定書の写しを添えたものにおいては表二の(一)項及び(二)項並びに表三の(一)項の構造計算の計算書並びに同表の(三)項に掲げる図書のうち国土交通大臣の指定したものを除く。）を添えたものとする。ただし、表一の(イ)項、(ロ)項、(ハ)項、(ト)項、(ニ)項又は(イ)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

、(A)項、(B)項、(C)項、(D)項又は(E)項に掲げる図書は、併せて作成することができる。

(A)項、(B)項	略	略	明示すべき事項
(C)項	略	略	
(D)項、(E)項	略	略	明示すべき事項
(F)項	略	略	明示すべき事項

二 略

(A)項、(B)項	略	略	明示すべき事項
(C)項	略	略	
(D)項、(E)項	略	略	明示すべき事項
(F)項	略	略	明示すべき事項

二 略

(A)項、(B)項	略	略	明示すべき事項
(C)項	略	略	
(D)項、(E)項	略	略	明示すべき事項
(F)項	略	略	明示すべき事項

三

(A)項、(B)項	略	略	明示すべき事項
(C)項	略	略	
(D)項、(E)項	略	略	明示すべき事項
(F)項	略	略	明示すべき事項

(四) (カ)	物
略	略

2・3 略

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(イ)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、(ロ)項の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

(一) (四)	略	(イ)	略	(ロ)
(五)	居室の換気設備で令第二十条の六第一項第一号ロ(1)又はハの認定を受けたものはハの認定を受けたもの	略	令第二十条の六第一項第一号ロ(1)又はハの認定に係る認定書の写し	略
(六) (シ)	略	略	略	略

5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 一三 略

略	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
略	第一項の表二及び表三	第一項の表一	略	略	略

(四) (カ)	略
略	略

2・3 略

4 法第六条第一項の規定による確認の申請に係る計画に次の表の(イ)欄各項に該当する建築設備が含まれる場合においては、前項の図書のほか、(ロ)項の当該各項に掲げる図書を添えたものとする。

(一) (四)	略	(イ)	略	(ロ)
(五) (シ)	略	略	略	略

5 法第六条の三第一項各号に掲げる建築物又は法第六十八条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において単に「認証型式部材等」という。）を有する建築物に係る確認の申請書にあつては、第一項、第三項又は前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 一三 略

略	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)
略	第一項の表二及び表三	第一項の表一	略	略	略

(三) 換気設備を有する建築物	(二) 略	(一)
第一項の表三の(カ)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(ハ)項(3)欄及び(カ)項(3)欄に掲げる図書	並びに前項の表(七)項を除く。()に掲げる図書(前項の表の(出)項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。()に係るものを除く。)
次項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図()	略	(四)項から(四)項まで及び次項の表に掲げる図書のうち構造詳細図(貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。()に係るものを除く。)
略	略	略

(二) 略	(一)
第一項の表三の(五)項(3)欄及び(六)項(3)欄に掲げる図書	並びに前項の表(五)項を除く。()に掲げる図書(前項の表の(九)項にあつては、貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。()に係るものを除く。)
略	(四)項及び(四)項並びに次項の表に掲げる図書のうち構造詳細図(貯水タンク及び給水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。()に係るものを除く。)
略	略

略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	換気設備に係るものに限り
第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書(令第二百二十九条の四第三	第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)	第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書	
略	略	略	略	略	
略					

略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	
第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書(令第二百二十九条の四第三	第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)	第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(カ)項(3)欄及び前項の表の(イ)項(3)欄に掲げる図書	
略	略	略	略	略	
略					

		項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)
(九) 略	第一項の表三の(五)項(三)欄及び前項の表の(三)項(三)欄に掲げる図書	略
(十) 略	第一項の表三の(五)項(三)欄及び前項の表の(三)項(三)欄に掲げる図書	略

二

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
略	令第十三条の二第三号に掲げる一戸建ての住宅	第一項の表一の(四)項に掲げる図書	略	略

6 略

7 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一・二 略

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)

		項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)
(九) 略	第一項の表三の(五)項(三)欄及び前項の表の(三)項(三)欄に掲げる図書	略
(十) 略	第一項の表三の(五)項(三)欄及び前項の表の(三)項(三)欄に掲げる図書	略

二

	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)
略	令第十三条の二第三号に掲げる一戸建ての住宅	第一項の表一の(四)項に掲げる図書	略	略

6 略

7 認定型式に適合する部分を有する建築設備又は認証型式部材等を有する建築設備に係る確認の申請書にあつては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一・二 略

(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)

	四	三	二	一
略	略	略	略	換気設備 第一項の表三の(九)項(3)欄及び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書
第一項の表三の(九)項(3)欄及び第四項の表の(一)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(九)項(3)欄及び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(九)項(3)欄及び第四項の表の(五)項(3)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)	第一項の表三の(九)項(3)欄及び第四項の表の(九)項(3)欄に掲げる図書	前項の表に掲げる図書のうち昇降機以外の建築設備の構造詳細図(換気設備に係るものに限る。)
略	略	略	略	
略				

	三	二	一	
略	略	略	略	
第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(一)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(十)項(3)欄に掲げる図書	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(九)項(3)欄に掲げる図書(給水タンク又は貯水タンクに係るものに限る。)	第一項の表三の(五)項(3)欄及び第四項の表の(七)項(3)欄に掲げる図書	
略	略	略	略	
略				

(五)	掲げる図書（令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。）			
(六)	第一項の表三の(ウ)項(3)欄及び第四項の表の(□)項(3)欄に掲げる図書	略		
(七)	第一項の表三の(ウ)項(3)欄及び第四項の表の(出)項(3)欄に掲げる図書	略		

8515 略

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 略

2・3 略

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認の申請書にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(四)	掲げる図書（令第二百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。）			
(五)	第一項の表三の(出)項(3)欄及び第四項の表の(□)項(3)欄に掲げる図書	略		
(六)	第一項の表三の(出)項(3)欄及び第四項の表の(出)項(3)欄に掲げる図書	略		

8515 略

(工作物に関する確認申請書及び確認済証等の様式)

第三条 略

2・3 略

4 法第八十八条第一項において準用する法第六条の三第一項第二号に掲げる工作物又は法第八十八条第一項において準用する法第六十条の二十第一項に規定する認証型式部材等（以下この条において「認証型式部材等」という。）を有する工作物に係る確認の申請書にあつては、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

略	略	略	
<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書、同項の表二の(三)項(五)欄に掲げる図書及び同項の表三の(五)項(五)欄に掲げる図書</p>	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(二)項(五)欄に掲げる図書及び同項の表三の(五)項(五)欄に掲げる図書</p>	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(一)項(五)欄に掲げる図書(令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)、及び第一項の表三の(五)項(五)欄に掲げる図書</p>	(四)
略	略	略	(五)
略	略	略	(六)
略	略	略	(七)

略	略	略	
<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書、同項の表二の(三)項(五)欄に掲げる図書及び同項の表三の(五)項(五)欄に掲げる図書</p>	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(トラス又ははりを支える部分以外のエスカレーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(二)項(五)欄に掲げる図書及び同項の表三の(五)項(五)欄に掲げる図書</p>	<p>第一項の表一に掲げる図書のうち構造計算書(昇降路及び機械室以外のエレベーターの部分に係るものに限る。)、同項の表二の(一)項(五)欄に掲げる図書(令第四百四十三条において準用する令第四百二十九条の四第三項第五号に規定する構造計算をした際の計算書を除く。)、及び第一項の表三の(五)項(五)欄に掲げる図書</p>	(四)
略	略	略	(五)
略	略	略	(六)
略	略	略	(七)

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第十号に掲げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。

一〜九 略

十 別記第二号様式による申請書第四面の第十一欄から第十三欄までに記載すべき事項、第一条の三第一項の表一の(Ⅱ)項の各階平面図、同表の(Ⅲ)項の二面以上の立面図及び二面以上の断面図、同表の(Ⅳ)項の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図並びに同表の(Ⅰ)項の使用建築材料表及び(Ⅱ)項の室内仕上げ表における材料又は構造(前号の間仕切壁を含む。)において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更

略	略
法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備
令第二十条の五第一項第四号に規定する第二種ホ	令第二十条の五第一項第三号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材

(計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更)

第三条の二 法第六条第一項(法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。ただし、当該変更により建築基準関係規定に係る変更(第十号に掲げる変更を除く。)が生じる場合においては、この限りでない。

一〜九 略

十 別記第二号様式による申請書第四面の第十一欄から第十三欄までに記載すべき事項、第一条の三第一項の表一の(Ⅱ)項の各階平面図、同表の(Ⅲ)項の二面以上の立面図及び二面以上の断面図、同表の(Ⅳ)項の基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図並びに同表の(Ⅰ)項の室内仕上げ表における材料又は構造(前号の間仕切壁を含む。)において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更

略	略
法第六十四条の技術的基準に適合する防火設備	特定防火設備、令第百十四条第五項において準用する令第百十二条第十六項の技術的基準に適合する防火設備、法第二条第九号の二口の技術的基準に適合する防火設備

ルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。） 第二種ホルムアルデヒド発散建築材料 という。	料（以下この表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）以外の建築材料
令第二十条の五第一項第四号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下この表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。）	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第二種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料
第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料	第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の建築材料

十一・十二略
2/4略

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項

--	--

十一・十二略
2/4略

（完了検査申請書の様式）

第四条 法第七条第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項

若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。
（の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に次に掲げる書類を添えたものとする。

一 略

二 内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を写した写真（特定工程に係る建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三・四 略

（中間検査申請書の様式）

第四条の八 法第七条の三第二項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一 略

二 内装の仕上げに用いる建築材料の取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあつては直前の中間検査後に行われた工事に係るものに限る。）

三・四 略

若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。
（の規定による検査の申請書（次項及び第四条の四において「完了検査申請書」という。）は、別記第十九号様式に次に掲げる書類を添えたものとする。

一 略

二・三 略

（中間検査申請書の様式）

第四条の八 法第七条の三第二項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による検査の申請書（次項及び第四条の十において「中間検査申請書」という。）は、別記第二十六号様式に、次に掲げる書類を添えたものとする。

一 略

二・三 略

別表第一 (第十条の五の九、第十条の五の十四関係)

		(一)~(五)	
		略	(イ)型式部 材等
		略	(ロ)製造設備
		略	(ハ)検査
		略	(ニ)検査設 備
換気設備 一 部品加工設備 (外注する場合を除く) 二 塗装設備 (外注する場合を除く) 三 組立設備		略	受入検査 一 資材等の品質検査 資材等が所定の品質であることを納品書又は検査・試験証明書等の書類により検査する。 二 資材等の外観検査及び寸法検査 資材等に欠陥がないことを検査することにも、資材等が所定の寸法であることを測定により検査する。 一 外観検査及び寸法検査 欠陥がないことを検査することにも、所定の寸法であることを測定により検査する。
工程	内検査	略	略
検査	検査	略	略
器具	器具	略	略
寸法測定	寸法測定	略	略
限度見本	限度見本	略	略

別表第一 (第十条の五の九、第十条の五の十四関係)

		(一)~(五)	
		略	(イ)型式部 材等
		略	(ロ)製造設備
		略	(ハ)検査
		略	(ニ)検査設 備

別表第三（第十一条の二の三関係）

略	略	略	略	略	略	(b)
略	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽	換気設備	防火設備	略	略	略
略	五万円	五万円	五万円	略	略	略

略	略	略	略	略	略	略
略	令第二十條の六第一項第一号ロ(Ⅱ)の認定に係る評価	令第二十條の六第一項第一号ハの認定に係る評価	令第二十條の六第二項の認定に係る評価（令第二十條の五第一項第四号の表の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	令第二十條の五第一項第四号の表の認定及び令第二十條の六第二項の認定に係る評価	令第二十條の七の認定に係る評価	略
略	略	略	略	四十万円	四十万円	四十万円

別表第三（第十一条の二の三関係）

略	略	略	略	略	略	(b)
略	尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽	防火設備	略	略	略	略
略	五万円	五万円	略	略	略	略

略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略

（第四面）

工事監理の状況

確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
構造耐力上主要な部分の防錆、防露及び防蟻措置及び状況					
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積					
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画費通部の処理状況を含む）					
備 考					

（第四面）

工事監理の状況

確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
敷地の形状、高さ、衛生及び安全					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法					
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
構造耐力上主要な部分の防錆、防露及び防蟻措置及び状況					
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ					
開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画費通部の処理状況を含む）					
備 考					

(注意)

1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2.第一面関係

申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2号第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

印のある欄は記入しないでください。

3.第二面関係

建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

2欄、3欄及び5欄は、代表者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所には属していないときは、所在地はそれぞれ代表者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

4欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築物又は工作物の名称又は工事が定まっているときは、7欄に記入してください。

4.第三面関係

住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。

2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。

9欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

10欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。

10欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

10欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査まで生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査まで生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

申請建築物が複数の製造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。

5.第四面関係

申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

申請建築物が複数の製造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。

(注意)

1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2.第一面関係

申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2号第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

印のある欄は記入しないでください。

3.第二面関係

建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

2欄、3欄及び5欄は、代表者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所には属していないときは、所在地はそれぞれ代表者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

4欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築物又は工作物の名称又は工事が定まっているときは、7欄に記入してください。

4.第三面関係

住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。

2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。

9欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

10欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。

10欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

10欄は、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査まで生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査まで生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

申請建築物が複数の製造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。

5.第四面関係

申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材等に係る場合に限る。)の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

申請建築物が複数の製造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。

接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等にかかるサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の5第1項第3号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。

- 「天井及び壁の室内に面する部分にかかる仕上げ」は建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等にかかるサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

- 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行った報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

（第四面）

工事監理の状況

	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
	敷地の形状、高さ、衛生及び安全					
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法					
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
	建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
	構造耐力上主要な部分の防雨、防風及び防蟻措置及び状況					
	居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積					
	天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ					
	開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
	建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）					
	備 考					

（第四面）

工事監理の状況

	確認を行った部位・材料の種類等	照合内容	照合を行った設計図書	設計図書の内容について設計者に確認した事項	照合方法	照合結果 (不適の場合には建築主に対して行った報告の内容)
	敷地の形状、高さ、衛生及び安全					
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料（接合材料を含む）の種類、品質、形状及び寸法					
	主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等					
	建築物の各部分の位置、形状及び大きさ					
	構造耐力上主要な部分の防雨、防風及び防蟻措置及び状況					
	天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種別及び厚さ					
	開口部に設ける建具の種類及び大きさ					
	建築設備に用いる材料の種類並びにその照合した内容、構造及び施工状況（区画貫通部の処理状況を含む）					
	備 考					

(注意)

1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2.第一面関係

申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2号第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

印のある欄は記入しないでください。

3.第二面関係

建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

2欄、3欄及び5欄は、代表者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代表者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

4欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築物又は工作物の名称又は工事が定まっているときは、7欄に記入してください。

4.第三面関係

住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。

2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。

8欄の「ハ」は、検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。

9欄及び10欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

11欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。

11欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

11欄は、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

5.第四面関係

申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材に係る場合に限る。))の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載

(注意)

1.各面共通関係

数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2.第一面関係

申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。

「検査を申請する建築物等」の欄は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第88条第1項に規定する工作物のうち同法施行令第138条第2号第1号に掲げるものにあつては、「工作物(昇降機)」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

印のある欄は記入しないでください。

3.第二面関係

建築主、設置者又は築造主が2以上のときは、1欄は代表となる建築主、設置者又は築造主について記入し、別紙に他の建築主、設置者又は築造主についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築主、設置者又は築造主からの委任を受けて申請を行う者がいる場合においては、2欄に記入してください。

2欄、3欄及び5欄は、代表者、設計者又は工事監理者が建築士事務所に属しているときは、その名称を書き、建築士事務所に属していないときは、所在地はそれぞれ代表者、設計者又は工事監理者の住所を書いてください。

4欄は、建築士法第20条第4項に規定する場合(工事監理に係る場合に限る。)に、同項に定める資格を有する者について記入し、所在地は、その者が勤務しているときは勤務先の所在地を、勤務していないときはその者の住所を書いてください。

設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者について記入し、別紙に他の設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者又は工事施工者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

建築物又は工作物の名称又は工事が定まっているときは、7欄に記入してください。

4.第三面関係

住居表示が定まっているときは、1欄の「ロ」に記入してください。

2欄の「イ」は、建築物が建築基準法施行令第13条の2各号に掲げる建築物に該当する場合に、当該各号の数字を記入してください。

2欄の「ロ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

2欄の「ハ」は、認証型式部材等製造者が製造をした当該認証に係る型式部材等を有する場合に、その認証番号を記載してください。

3欄、4欄及び5欄は、計画変更の確認を受けている場合は直前の計画変更の確認について記載してください。

8欄の「ハ」は、検査対象となる部分の床面積の合計に相当する面積を記入してください。

9欄及び10欄は、記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

11欄は、軽微な設計変更が2以上あるときは、その一について記入し、別紙にその他の軽微な設計変更について、必要な事項を記入して添えてください。

11欄の「ロ」は、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。

11欄は、既に中間検査を受けたものにあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までに生じた軽微な設計変更の概要についてこの欄に記載すべき事項を記載した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

5.第四面関係

申請建築物(建築基準法第7条の5及び第68条の20第2項(建築物である認証型式部材に係る場合に限る。))の適用を受けず、かつ、建築士法第3条から第3条の3までの規定に含まれないものを除く。以下同じ。)に関する工事監理の状況について記載してください。ただし、特定工程に係る建築物にあつては、この申請を直前の中間検査を申請した建築主事に対して行う場合には、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況について記入する必要はありません。また、それ以外の場合で、確認から直前の中間検査までの工事監理の状況についてこの書類に記載すべき事項を記載

した書類を別に添付すれば、その部分について記入する必要はありません。

申請建築物が複数の製造方法からなる場合には、それぞれの構造の部分ごとに記載してください。

接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等にかかるサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」は、建築基準法施行令第20条の5第1項第3号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料の種別並びに当該建築材料を用いる内装の仕上げの部分及び当該部分の面積について記載してください。

- 「天井及び壁の室内に面する部分にかかる仕上げ」は建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

接合状況のうち、鋼材等の金属材料の溶接又は圧接部分に係る内部欠陥の検査、強度検査等の確認については、当該部分に係る検査を行った者の氏名及び資格並びに当該検査に係るサンプル数及びその結果を記載してください。

材料のうち、コンクリートについては、四週圧縮強度、塩化物量、アルカリ骨材反応等の試験又は検査(以下「試験等」という。)を行った者、試験等にかかるサンプル数及び試験等の結果について記載してください。

- 「天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げ」は、建築基準法第35条の2の規定の適用を受ける部分について記載してください。
- 「開口部」は、防火設備の設置が義務付けられている部分、建築基準法第28条第1項の規定の適用を受ける部分及び同法第35条の適用を受ける部分について記載してください。
- 「照合結果」は、「適」・「不適」のいずれかを記入し、工事施工者が注意に従わなかった場合には「不適」を記入してください。また、不適の場合には建築主に対して行つた報告の内容を記載してください。
- ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、備考欄又は別紙に記載して添えてください。
- この書類に記載すべき事項を含む報告書を別に添付すれば、この書類を別途提出する必要はありません。

改 正 案	現 行
<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(4)までに掲げる事項が記載された図書及び(2)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 法第二十八条の二の規定により居室内における化学物質の発散に対する衛生上の措置を講ずべき建築物については同表の(2)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(5) 法第三十五条の二の規定により内装の制限を受ける建築物又は内装の制限を受ける調理室等を有する建築物については同表の(3)項に掲げる明示すべき事項</p> <p>(6) 法第五十二条第七項の規定の適用によりその容積率が同項</p>	<p>（確認検査の方法）</p> <p>第二十三条 法第七十七条の二十四第一項の国土交通省令で定める方は、次の各号に掲げる確認又は検査に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 法第六条の二第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による確認 次に定める方法</p> <p>イ 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）別記第二号様式の第二面から第五面までに記載すべき事項のほか、次の(1)から(4)までに掲げる事項が記載された図書及び(2)に掲げる図書をもって行うこと。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(5) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項</p>

の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項に掲げる明示すべき事項

(7) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項に掲げる明示すべき事項

(8) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(○)項に掲げる明示すべき事項

(9) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(□)項に掲げる明示すべき事項

(10) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(◇)項に掲げる明示すべき事項

(11) 法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(◇)項において明示すべき事項

(12) 略

の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項に掲げる明示すべき事項

(6) 法第五十二条第八項の規定の適用によりその容積率が同項の規定の適用がないとした場合における同条第一項、第二項及び第六項の規定による限度を超えるものである建築物については用途変更の場合を除き同表の(△)項に掲げる明示すべき事項

(7) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第一号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(○)項に掲げる明示すべき事項

(8) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第二号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(□)項に掲げる明示すべき事項

(9) 法第五十六条第七項の規定の適用により同項第三号に掲げる規定が適用されない建築物については用途変更の場合を除き同表の(◇)項に掲げる明示すべき事項

(10) 法第五十六条の二第一項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物については用途変更の場合を除き同表の(◇)項において明示すべき事項

(11) 略

口 略

八 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、イの(1)から(11)までに規定する事項並びに施行規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項及び施行規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる明示すべき事項が記載された図書並びにイ(12)に掲げる図書をもって行うこと。

二 略

三 法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査 次のイから八までに定める方法
イ 略

ロ 令第二十條の五第一項第三号に規定する内装の仕上げに用いる建築材料について、その取り付け等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を書した写真を求めること。

ハ・ニ 略

2

略

口 略

八 法第六条第一項各号に掲げる建築物の計画に法第八十七条の二の昇降機に係る部分が含まれる場合又は法第六条第一項第一号から第三号までに掲げる建築物の計画に令第四百四十六条第一項第二号に掲げる建築設備に係る部分が含まれる場合においては、イの(1)から(10)までに規定する事項並びに施行規則別記第四号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項及び施行規則第一条の三第六項の表のそれぞれの項に掲げる明示すべき事項が記載された図書並びにイ(11)に掲げる図書をもって行うこと。

二 略

三 法第七条の二第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は法第七条の四第一項（法第八十七条の二又は法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の検査 次のイから八までに定める方法
イ 略

ロ・ハ 略

2

略

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 略

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工
作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一・二 略

二の二 換気設備

三〇十一 略

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十
七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるも
のとする。

一〇八 略

八の二 令第二十条の五第一項第四号の表及び令第二十条の六第二
項の認定に係る性能評価を行う者としての指定

八の三 令第二十条の五第二項から第四項までの認定に係る性能評
価を行う者としての指定

八の四 令第二十条の六第一項第一号ロ(1)の認定に係る性能評価を
行う者としての指定

八の五 令第二十条の六第一項第一号ハの認定に係る性能評価を行
う者としての指定

八の六 令第二十条の七の認定に係る性能評価を行う者としての指

(指定認定機関に係る指定の区分)

第三十三条 略

2 前項各号に掲げる指定の申請は、次に掲げる建築物の部分又は工
作物の部分の区分を明らかにして行うものとする。

一・二 略

三〇十一 略

(指定性能評価機関に係る指定の区分)

第五十九条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十
七条の三十六第二項の国土交通省令で定める区分は、次に掲げるも
のとする。

一〇八 略

定

九〇十二 略

一二の二 令第六十七条第一項の認定に係る性能評価を行う者とし

ての指定

一二の三 令第六十七条第二項の認定に係る性能評価を行う者とし

ての指定

一二の四 令第六十八条第三項の認定に係る性能評価を行う者とし

ての指定

十三〇二十三 略

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七
七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定
める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〇三 略

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定
の区分に応じ、それぞれ次のイからトまでに掲げる試験方法によ
り性能評価を行うこと。

イ 略

ハ 令第二十條の五第二項から第四項までの規定に基づく認定

次に掲げる基準に適合する試験方法

(1) 実際のものと同一の建築材料及び寸法の試験体を用いるも
のであること。ただし、実際のものの性能を適切に評価でき

九〇十二 略

十三〇二十三 略

(性能評価の方法)

第六十三条 法第七十七条の五十六第二項において準用する法第七十七
七条の四十二第一項の国土交通省令で定める方法は、次の各号に定
める方法に従い、評価員二名以上によって行うこととする。

一〇三 略

四 次に掲げる認定に係る性能評価を行うに当たっては、当該認定
の区分に応じ、それぞれ次のイからヘまでに掲げる試験方法によ
り性能評価を行うこと。

イ 略

る場合においては、異なる寸法とすることができる。

(2) 温度及び湿度を調節できる装置を用い、夏季における温度及び湿度を適切に再現した試験により行うものであること。

ただし、夏季における建築材料からのホルムアルデヒドの発散を適切に再現する場合においては、異なる温度及び湿度により行うことができる。

(3) 当該認定に係る技術的基準に適合することについて適切に判定を行うことができるものであること。

ト
略

ハ
略